令和８年度ポイ捨て等防止条例周知啓発及び周知用地図データ制作等業務
仕様書

Ⅰ　一般事項

1　適用範囲

⑴　この仕様書は「令和８年度ポイ捨て等防止条例周知啓発及び周知用地図データ制作等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

⑵　この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。

⑶　契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2　用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

⑴　「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。

⑵　「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

⑶　「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

3　受託者の業務

受託者は、契約の履行にあたって、次の事項に留意の上、本業務を行わなければならない。

⑴　関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

⑵　本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。

⑶　定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。

⑷　業務の実施にあたり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。

4　疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5　業務処理責任者

⑴　受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

⑵　業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

⑶　業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

⑷　業務処理責任者は、委託者と常に密接な連絡調整を図らなければならない。また、市担当者からの連絡等に速やかに対応し、必要に応じた現地確認や、環境局事業廃棄物課への来庁による打ち合わせなどに適切に対応できる体制を確保すること。

6　提出書類

⑴　受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。

⑵　承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7　着手

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

8　委託者との協議等

⑴　本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者との連携を密にし、適宜、協議又は打ち合わせを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

⑵　業務処理責任者は、委託者と協議又は打ち合わせをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

9　著作権等について

⑴　受注者は、発注者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

⑵　受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者及び委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

⑶　受託者は成果物について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにする。

⑷　当該成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

11　その他

⑴　この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理することとする。

⑵　原稿の作成にあたっては、「広報に関する色のガイドライン」に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成することとする。

⑶　委託者との編集可能なデータのやり取りの際は、別に定めのない場合はMicrosoft office形式又はGoogle workspace形式を活用することとする。

⑷　本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

Ⅱ　業務内容

１　業務名

令和８年度ポイ捨て等防止条例周知啓発及び地図データ制作等業務

２　業務の背景

札幌市では、美しいまちづくりを推進し、観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保するため、平成16年12月に「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(以下、「条例」という)」を制定し、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル等のポイ捨てや、歩行喫煙等の制限を行っている。

条例制定から20年以上が経過し、インバウンドを含む観光客や、条例制定以降に成人を迎えた世代が増加しており、ポイ捨てや喫煙をとりまく状況が変化している。

３　業務の目的

市民やオフィスワーカーのみならず、インバウンドを含む観光客に対してポイ捨て及び喫煙に関するマナー向上と行動変容を促すため、街頭ビジョン等による映像放映を行う。また、周知啓発等に用いるための喫煙制限区域図データ制作等を行う。

４　履行期間

契約締結日から令和９年３月31日（水）まで

５　業務の詳細

受託者は下記の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととする。

⑴　映像放映

以下に示す映像放映を行う。用いる映像データについては下記「⑵　広告素材制作」のとおりとする。映像放映期間については同一週に複数枠の放映も可能とし、詳細な時期については、契約締結後に放映枠の空き状況を確認の上、札幌市から指示するものとする。イベント等で一時的に放映頻度に変更が生じる場合は事前に協議すること。

ア　JR札幌駅　サツエキビジョン

放映期間：履行期間内の８週間（６時から24時まで、１日当たり360回）

イ　JRタワー札幌ピラービジョン　ミニプロ南クロスセット

放映期間：履行期間内の４週間（７時から23時まで、１日当たり624回）

ウ　JRタワー札幌ピラービジョンイースト

放映期間：履行期間内の４週間（７時から23時まで、１日当たり1,248回）

エ　JR新千歳空港駅 エアポートビジョン（ピラー）

放映期間：履行期間内の４週間（６時から22時45分まで、１日当たり670回）

⑵　広告素材制作

上記「⑴　映像放映」で用いる映像データを、次に掲げる仕様に基づき制作する。

ア　映像の規格

(ｱ) JR札幌駅　サツエキビジョン

解像度：H1366×W768ピクセル
ビットレート：5Mbps
容量上限：10MB程度
時間：15秒
音声：平均ラウドネス値-24.0LKFS

(ｲ) JRタワー札幌ピラービジョン　ミニプロ南

解像度：H2732×W768ピクセル
ビットレート：5Mbps
容量上限：10MB程度
時間：15秒
音声：なし

(ｳ) JRタワー札幌ピラービジョン　クロス

解像度：H1366×W768ピクセル
ビットレート：5Mbps
容量上限：10MB程度
時間：15秒
音声：なし

(ｴ) JRタワー札幌ピラービジョン　イースト

上記「(ｳ) JRタワー札幌ピラービジョン　クロス」と同じ映像データを用いることとする。

(ｵ) JR新千歳空港駅 エアポートビジョン（ピラー）

上記「(ｲ) JRタワー札幌ピラービジョン　ミニプロ南」と同じ映像データを用いることとする。

イ　映像の内容

市民やオフィスワーカーのみならず、インバウンドを含む観光客に対してポイ捨て等防止条例の内容を周知し、ポイ捨て及び喫煙に関するマナー向上と行動変容を促すような内容とする。詳細は下記「６　映像素材やデザイン制作にあたっての留意事項」を参考とすること。

ウ　映像表現方法

セル画アニメーション、CG又はこれらの合成等、映像表現方法は問わない。

エ　音声、音楽

上記「ア　映像の規格」に基づき、音声付き映像には台詞、BGM、効果等があること。

オ　校正

校正はそれぞれ３回とする。

カ　提出期限

それぞれの放映枠の入稿期限の２週間前までに校正後の映像データを提出することとする。

⑶　喫煙制限区域図データ制作

パブリックコメント資料への掲載、条例の告示分への添付、札幌市公式ホームページ上への掲載等を目的として、次に掲げる仕様を満たす喫煙制限区域図及び周辺の地図データを作成すること。

ア　地図の範囲は、添付資料の喫煙制限区域拡大案（修正案）の範囲とするが、区域外についても境界周辺の状況が分かる程度の範囲を含めるものとする。

イ　市民、観光客、及び事業者等が、住所や道路によって区域内外を容易に判別できること。

ウ　主要施設名、主要道路名、及び住所（町名、条、丁目）を配置すること。また、公衆喫煙所の位置を示すこと。

エ　必要に応じて、道路、公園、広場、河川等を着色し、視認性を向上させること。

オ　喫煙制限区域の現行の境界線を赤い線で、拡大案の境界線を青い線で、それぞれ示すこと。

カ　A4用紙に印刷した場合の視認性が十分であること。

キ　個人情報等を記載しないこと。

ク　日本語版、及び英語版を制作すること。

ケ　本地図は、厳密な測量成果を求めるものではない。

コ　校正は３回とする。

⑷　喫煙所マップ制作

喫煙者に対し周知するための喫煙所マップを制作する。

ア　喫煙所調査

現在喫煙が可能な場所について、下記の仕様に基づく調査を行うこと。

(ｱ) 調査対象

添付資料の喫煙制限区域拡大案（修正案）の範囲及び周辺において、屋内又は屋外に設置されている喫煙場所の内、以下に掲げるものとする。

- 共用喫煙所　：公衆喫煙所、施設利用者向けの共用部喫煙所等
- 喫煙可能店舗：喫煙が可能な店舗
- 屋外設置灰皿：屋外に灰皿だけが設置されている場所

(ｲ) 調査項目

調査対象ごとに、以下に掲げる項目を調査することとする。

○：調査対象、×：調査対象外

調査項目	共用喫煙所	喫煙可能店舗	屋外設置灰皿
住所	○	○	○
設置者又は管理者	○	○	×
利用者範囲 ・公衆喫煙所 ・利用者限定	○	○	×

屋内、屋外の別 屋外の場合、屋根の有無	○	○	×
たばこの種類の制限 ・加熱式専用 ・紙巻き可能 ・紙巻き可能の場合、 内部仕切りの有無	○	○	×
営業時間	○	○	×
広さ（大・中・小）※	○	×	×
公表の可否	○	○	×

※　広さの区分の目安

- 大：10平方メートル程度以上、又は定員10人以上
- 中：５平方メートル以上10平方メートル未満、又は定員５人以上10人未満
- 小：５平方メートル未満、又は定員５人未満

(ｳ) 調査方法

現地調査の他、既知の公表データ等に基づく聞き取り調査等によることも可能とする。

広さの調査にあたっては、管理者への聴き取り、公式情報、目視確認等による判定を可能とし、必ずしも実測を求めない。

イ　制度周知

上記「ア　喫煙所調査」で調査した喫煙所の設置者に対し、ポイ捨て等防止条例の制度を周知する。周知内容は委託者が指示することとする。

ウ　マップ制作・一覧表提出

上記「ア　喫煙所調査」で調査した喫煙所のマップを制作する。また、一覧表を提出する。

マップデータは、調査結果に基づく位置情報及び属性データを格納したものとし、Google mapのマイマップ機能で活用可能なKMZ形式で提出することとする。

一覧表は、喫煙所名及び各調査項目の調査結果をまとめたものとし、Excel形式又はGoogleスプレッドシート形式とする。

エ　業務の範囲について

指定形式によるデータの制作及び提出までとし、次に掲げる内容は含まない。

(ｱ) 独自のWebシステム開発

(ｲ) 独自サーバー等の用意や保守

(ｳ) マップの公開

(ｴ) 公開の維持管理や年次更新

(ｵ) 前各号に伴う各種アカウントの維持管理運営等

⑸　掲出用啓発資材のデザイン制作

以下に掲げる仕様を満たす啓発資材のデザインを制作すること。ア　啓発資材の種類

(ｱ) 路面ステッカー

喫煙制限区域であることを示す標示として路面に設置するもの。

寸法：W650×H550mm

(ｲ) 看板

北海道電力ネットワーク株式会社が歩道上に所有する地上機器に設置するもの。パネル又はラッピングシートとして設置することを想定する。

- 区域内用
 寸法：W1,300×H1,050mm
- 区域外用
 寸法：W1,300×H1,050mm

イ　校正

校正はそれぞれ３回とする。

ウ　業務の範囲

啓発資材の製造は業務に含まない。

⑹ 配布用啓発資材のデザイン制作

札幌市が希望者に対し配布している啓発資材について、以下に掲げる仕様を満たすデザインを制作する。

ア　啓発資材の種類

(ｱ) ステッカー（区域図なし）

区域図なし

寸法：W200×H150mm

区域図あり

寸法：W200×H150mm

(ｲ)　ポスター

寸法：A2サイズ

(ｳ) ポケットティッシュ台紙

寸法：W73×H104mm

(ｴ) のぼり旗

寸法：W500×H1,500mm

(ｵ) リーフレット

寸法：A4サイズ（両面印刷１枚分）

イ　校正

校正はそれぞれ３回とする。

ウ　業務の範囲

啓発資材の製造は業務に含まない。

6　映像素材やデザイン制作にあたっての留意事項

⑴ 下記札幌市公式ホームページに、ポイ捨て等防止条例の詳細について掲載しているので、参考にすること。

【ポイ捨て等防止条例／札幌市】

https://www.city.sapporo.jp/seiso/poisute/index.html

⑵　下記札幌市公式ホームページに、現状におけるポイ捨て等防止条例に関する周知啓発活動について掲載しているので、参考にすること。

【ポイ捨て等防止条例の啓発活動／札幌市】

https://www.city.sapporo.jp/seiso/poisute/poisute_h28-2.html

⑶　下記札幌市公式ホームページに、現状におけるポイ捨て等防止条例に関する告示文や、告示に添付されている現行の喫煙制限区域図を掲載しているので、参考にすること。

【ポイ捨て等防止条例告示／札幌市】

https://www.city.sapporo.jp/seiso/poisute/poisute_kokuji.html

⑷　ファイル形式

映像データはMP4形式とする。イラストや画像のデザインはAdobe Illustrator形式とし、柔軟に活用できるよう適切なレイヤー構造をもつこと。

7　完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。なお、履行期間中、札幌市ホームページ等による広報に使用する場合があるため、業務履行期間中、委託者の求めに応じてイラストや写真等のデータを提出すること。なお、イラストにかかるデジタルデータは、Adobe Illustratorで加工できるものとする。

8　再委託

⑴　本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請し、委託者の承諾を得ること。

⑵　再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

9　広告枠の空き枠について

契約締結日までの間に、仕様書で指定する広告枠の空きがなくなった場合は、同等広告枠への振替及びそれに伴う素材の変更について委託者と協議を行い、その指示を受けることとする。

10　提出物

⑴　業務日程表　書面１部又は電子データ１式
　　契約締結後すみやかに

⑵　映像放映に用いる映像データ　電子データ１式
　　それぞれの入稿期限の２週間前まで

⑶　喫煙制限区域図データ、喫煙所マップ、各啓発資材のデザイン　電子データ１式
　　履行期限まで

⑷　完了報告書　書面１部及び電子データ１式
　　履行期限まで
⑸　完了届　書面１部又は電子データ１式
　　履行期限まで

【担　当】
札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課　奥山
〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎13階
TEL：011-211-2927　FAX：011-218-5105　E-mail：jigyohaiki@city.sapporo.jp

3　喫煙制限区域拡大案（修正案）

R8.7.31　札幌市環境局

1　区域設定の考え方

①（苦情や調査結果による）路上喫煙者やポイ捨てが多く見られるエリア
- 北海道庁周辺
- 大通公園西側　など

②観光客や家族連れが多く見られるエリア
- すすきの地区
- 狸小路商店街　など

③公園利用者へのわかりやすさ
- 大通公園、創成川公園全域

④中島公園のMICE建設による、すすきの地区の人流の変化を想定
- すすきの地区は中島公園の手前までを区域

⑤わかりやすさを重視しつつ、住宅街が中心のエリアは除外（下記参照）

⑥区域境界は車道の両隣の歩道を含める

◎町内会等からの意見をもとに下記エリアを第２回検討会案から除外

Ａ：北７条西６～７丁目
Ｂ：南５～９条西７丁目（市電通より西エリア）
Ｃ：南７～９条西１丁目（豊水通より東エリア）
（理由）
上記エリアの大部分が住宅街であるため

- ビジネスマンや観光客の滞在・通過は少ないと思われる
- 過料徴収がなじまないだけでなく、住民間で不要な対立を生む懸念もある

